

あさひ保育園

令和5年度 入園のご案内



朝日村 教育委員会 あさひ保育園

〒390-1188 朝日村大字古見 1274-1

電話 0263-99-2362

FAX 0263-99-2088





保育園について

保育園は、保護者が仕事や病気のため日中家庭で保育することができない間、保護者にかわって保育を行い、健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設です。入園している子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するのに最もふさわしい生活の場でなければなりません。保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通し、養護及び教育を一体的に行うことを特性としています。

1 保育園の名称・位置及び定員

名 称	住 所	電 話	定 員	受入れ年齢等
あさひ保育園	大字古見1274 - 1	99-2362	150名	0歳（6か月）～

2 保育日数、休日及び保育時間

○保育園の保育日数は年間264日以上とし、休日は次のとおりです。

①日曜日、祝日 ②園長の意見に基づき教育委員会の許可した日

③その他教育委員会が休日を必要と認めた日

○保育時間 月曜日～金曜日 8時30分～16時30分

朝延長保育時間 7時30分～8時30分

夕方延長保育時間 16時30分～19時00分

土曜日 8時30分～12時30分（朝延長なし）午後延長保育16時30分

※ 原則は家庭保育をお願いします。利用の申込が必要です。

※ 保育必要量とは

保育園を利用できる時間のことです。下記のとおり2種類あり、「保育を必要とする事由」等によって決まります。※ただし、延長保育の申請により認定時間を超えて利用することができません。（別途延長保育料が必要）

① **保育短時間**：1日最大8時間（8時30分～16時30分）の利用が可能

⇒保護者がパートタイム就労をしている場合等

② **保育標準時間**：1日最大11時間（7時30分～18時30分）の利用が可能

⇒保護者全員がフルタイム就労をしている場合等

※ 提出された申請書をもとに審査し、決定します。

3 保育料（保育料徴収基準による）

保育園の運営に必要な経費の一部を保護者の方に負担していただくのが保育料です。村民税課税額により保育利用者負担基準額表の階層区分が決まります。父母の前々年・前年の所得に対する村民税課税額およびお子さんの年齢によって保育料が決定されます。（祖父母が同居で家計の主宰者と思われる場合は、祖父母の分も含まれます。）

令和元年10月から国の子育て施策により、3・4・5歳児の保育料が無償化されました。3歳未満児につきましては、保育園へ入園されているお子さんも少なく、公平性から保育料を納めていただいております。（ただし、3歳未満児で市町村民税非課税世帯のお子さんについては保育料が無償化されます）給食費の副食費（おかず・おやつ代）は村の施策で無料とします。

4 入園の要件

入園するには、次のいずれかに該当していることが要件となります。

主な入園要件（保育を必要とする理由）	
○家庭外労働	保護者が居宅外で1か月あたり48時間以上就労している。
○家庭内労働	保護者が居宅内児童と離れて日常の家事以外の仕事を1か月あたり48時間以上就労している。
○妊娠・出産	母親が妊娠中、あるいは出産後間もない。 (産前3カ月、産後6カ月)
○保護者の疾病・負傷	保護者が病気やけがをしている。あるいは障害がある。
○同居家族の介護・看護	同居している親族を常時看護、あるいは介護している。
○災害復旧	災害の復旧にあっている。
○求職活動	日中、求職活動を継続的に行っている。 (3カ月以内に就業することを目的とする)
○就学、技能習得	日中、就学や技能習得で学校などに通う。(通信教育等は除く。)
○その他	その他上記以外の特別な事情により保育できない。 ・育児休業を取得したが、在園中の児童がいて保育の利用が引き続き必要だと認められる。 ・虐待やDVのおそれがある。 等

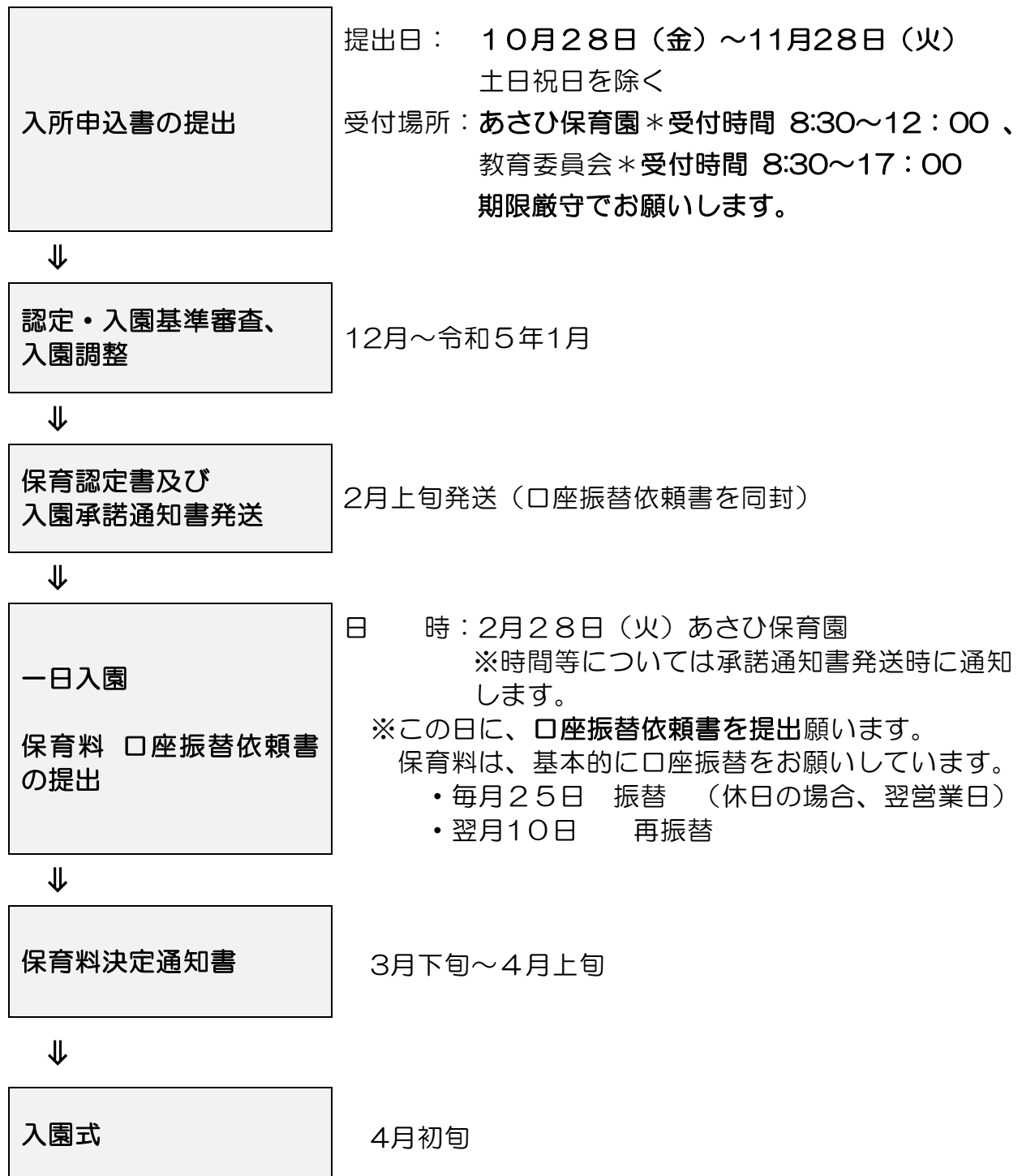
※上記の入園要件に該当しており、下記の利用認定区分が「2号認定」または「3号認定」と認定された場合、あさひ保育園の入園承諾の選考を行います。

利用認定の3つの区分

認定区分	対象者	主な利用先
1号認定	3歳以上のお子さんで、教育を希望する方	幼稚園 (認定こども園)
2号認定	3歳以上のお子さんで、「保育の必要な理由」に該当し、保育所等での保育を希望される方	保育園 (認定こども園)
3号認定	3歳未満のお子さんで、「保育の必要な理由」に該当し、保育所等での保育を希望される方	保育園、(認定こども園)、家庭的保育等



申込書等提出と入園までの流れ



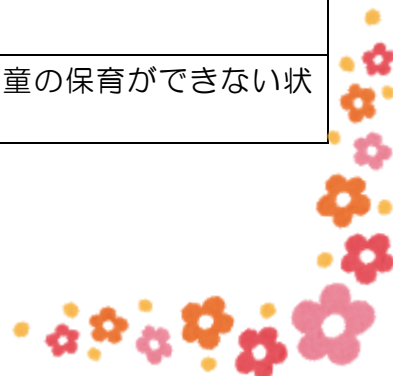
保育園に入園申込書に必要な書類

支給認定申請書兼入園申込書

(様式1) 保育の利用を必要とする証明書

該当の要件によっては、その要件となる事項が分かるもの、または証明書等

入園できる要件	添付書類等
家庭外労働 父母（祖父母）が昼間家庭外で仕事をしている	就業証明書 <事業主の方> 農業・自営業など 事業主の証明を受ける。 <給与所得者> 事業主の証明を受ける。 <パートタイム> 事業主の証明を受ける。 <育児休業が終了して復職> 事業主の証明を受ける。
家庭内労働 保護者が昼間家庭で家事以外の仕事をしている。 ※月に48時間以上の就労。	事業主の証明を受ける。
妊娠・出産 産前3ヶ月、産後6ヶ月	母子健康手帳（写） …出産予定日のわかるもの
保護者の病気・負傷等 病人等の看護 同居の家族に看護が必要な病人がいる	<病 気> （様式2）診断書 医師の診断書または証明書 <障害者> （様式2）診断書 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳または 介護認定結果通知書の写し
災害復旧	罹災証明書等
求職活動（起業準備を含む）	求職に関する申立書 雇用保険支払い証明書またはハローワークの証明書の写し等…求職活動していることが分かるもの
就学（職業訓練校等を含む）	学生証（在学証明書）の写し及びカリキュラム等受講状況のわかるもの
その他	虐待やDVのおそれがある等、児童の保育ができない状態にあると認められた場合。



特別保育事業



【延長保育事業】

保護者の認定利用時間を超える場合。予め月単位での申請が必要。

○実施時間

月～金（保育短時間（8時間）認定） 朝…7:30～8:30 夕…16:30～19:00
（保育標準時間（11時間）認定） _____ 夕…18:30～19:00
土 午後…12:30～16:30

○月額（ ）は、土曜日利用の場合保育料及び月額に含まれる時間帯

（保育短時間（8時間）認定） 朝 2,000円（土曜利用不可）
夕 16:30～17:30（12:30～13:30） 2,000円
16:30～18:00（12:30～14:00） 3,000円
16:30～18:30（12:30～14:30） 4,000円
16:30～19:00（12:30～15:00） 5,000円
（保育標準時間（11時間）認定） 夕 18:30～19:00（12:30～15:00） 1,000円

【注】土曜日15:00～16:30の利用は月額に含まれません。100円/30分です。
（緊急延長保育事業の利用料として納入いただきます。）

【緊急延長保育事業】 ※延長保育実施時間内で必要と認められる時間

緊急に認定保育時間、または延長保育申請利用時間帯を超える場合。要申込。

○実施時間 月～金 朝 7:30～8:30、夕 16:30～19:00の時間帯に限る。
土 12:30～16:30の時間帯の利用に限る。

○利用料 100円/30分

※土曜保育の利用と緊急延長保育利用料

【例】平日の夕16:30～17:30に延長保育の利用申請をしている方が土曜日15:00まで利用した場合…土曜日13:30までは月額の延長保育料に含まれるため、13:30～15:00（1時間30分）の利用料をいただきます。この場合利用料は300円となり、月4回利用した場合は1,200円です。

【特別支援保育事業】

家庭と保育園、行政、関係機関と連携し、ともにお子さんの育ちを支援します。

【一時的保育事業】

未就園児で保護者が都合により保育できない場合に一時的に預かる。要申込。

○利用料 3歳未満児 400円/1h
3歳以上児 200円/1h

